平成２２年（フ）第１４１１号
神奈川県大和市西鶴間１丁目21番２号　レオパレスクレールセゾン202
債務者　後藤　望美
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４１７号
神奈川県藤沢市村岡東２丁目24番地の７　ヒロタコーポ101
債務者　木崎　絵美（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４６６号
横浜市南区真金町１丁目１番地
債務者　大渡　　秀
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８９号
横浜市旭区東希望が丘36番地２　コーポ和田Ｐ１―102号室
債務者　森田　正雄
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４９０号
横浜市旭区東希望が丘36番地２　コーポ和田Ｐ１―102号室
債務者　森田　英子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５３５号
神奈川県大和市南林間６丁目７番16号　パークハウス南林間101
債務者　田村　一彦
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５１号
横浜市磯子区岡村１丁目３番17号　ビューハイムコヤナギ岡村201号
債務者　菅原有梨沙
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８０号
北海道旭川市春光７条８丁目14番20号
債務者　小路　康博
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４９号
北海道旭川市東光10条９丁目１番２号
債務者　中　みゆき
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５０号
北海道旭川市４条西１丁目１番３号　コーポ石坂103号
債務者　竹中　健二
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５５号
北海道旭川市旭岡１丁目７番地の５
債務者　石山　恵美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５７号
北海道旭川市永山町14丁目134番地の１
債務者　秋葉　嘉嗣
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４３号
北海道帯広市西23条南１丁目４番地　日新ハイツ２号室
債務者　西谷　治代（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１３５４号
横浜市青葉区市ケ尾町642番地　グリーンパーク市ケ尾303
債務者　門田　勝子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４３０号
横浜市南区永田みなみ台３番５―201号
債務者　川村　東二
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部